

【 公 開 用 】

令和3年第2回伊達市議会定例会
議案説明資料

議 案 名	資 料 名
議案第2号 財産の取得について	財産の取得についての概要
議案第3号 伊達市手数料条例及び伊達市個人情報保護条例の一部を改正する条例	伊達市手数料条例及び伊達市個人情報保護条例の一部を改正する条例の概要
議案第4号 伊達市公共下水道事業の設置等に関する条例の一部を改正する条例	伊達市公共下水道事業の設置等に関する条例の一部を改正する条例の概要
議案第5号 だて歴史文化ミュージアム条例の一部を改正する条例	だて歴史文化ミュージアム条例の一部を改正する条例の概要
議案第6号 令和3年度伊達市一般会計補正予算(第3号)	<ol style="list-style-type: none"> 1 庁内ネットワーク無線化事業 2 個人番号カード交付等経費 3 伊達市社会福祉協議会生活困窮者支援事業補助金 4 強い農業・担い手づくり総合支援交付金 5 トマト生産対策強化事業補助金(債務負担行為設定含む。) 6 堆肥センター維持管理費 7 弄月館運営管理費 8 大滝区観光振興補助金 9 ネイティブスピーカー(伊達地区)活用事業 10 だて歴史文化ミュージアム運営管理費 11 経済対策事業補助金(伊達市特別支援金事業) 12 (債務負担行為設定) ゴミ収集運搬業務委託費 13 (債務負担行為設定) 大滝区ゴミ収集運搬業務委託費 14 (債務負担行為設定) 大滝区リサイクル収集運搬業務委託費
議案第7号 令和3年度伊達市公共下水道事業会計補正予算(第1号)	<ol style="list-style-type: none"> 1 (債務負担行為変更) 伊達終末処理場ストックマネジメント計画に伴う更新業務委託費
議案第8号 令和3年度伊達市一般会計補正予算(第4号)	<ol style="list-style-type: none"> 1 新型コロナウイルス感染症生活困窮者自立支援金支給事業

議案第2号説明資料

財産の取得についての概要

1 財産取得の経緯

平成14年度に購入した除雪トラック1台の老朽化が著しいことから、市道の除雪の効率的運用を図るため、除雪ドーザ1台を購入するものである。

2 取得する物品 除雪ドーザ 1台

仕様：11 t 級
マルチプラウ
前面熱線ガラス
スパイクタイヤ
運行記録計

3 取得価格 16,500,000円（うち、消費税及び地方消費税相当額 1,500,000円）

4 取得方法 指名競争入札（指名業者：市外3社）

入札日 令和3年5月25日

仮契約日 令和3年5月26日

5 取得先 北広島市大曲工業団地1丁目6番地

コマツカスタマーサポート株式会社北海道カンパニー

社長 山原茂樹

6 納期 令和4年1月31日

議案第3号説明資料

伊達市手数料条例及び伊達市個人情報保護条例の一部を改正する条例の概要

1 改正の趣旨

「デジタル社会の形成を図るための関係法律の整備に関する法律」（以下「整備法」という。）の公布に伴い、所要の条例改正を行うものである。

2 改正の内容

(1) 伊達市手数料条例（第1条関係）

整備法による「行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律」の改正により、個人番号カードの発行に係る手数料の徴収については、地方公共団体情報システム機構が行うこととされたため、個人番号カードの再交付に係る規定を削る。

(2) 伊達市個人情報保護条例

「独立行政法人等」の定義規定で引用している「独立行政法人等の保有する個人情報の保護に関する法律」が整備法によって廃止されるため、所要の規定に改める。なお、当該定義規定については、引用する「個人情報の保護に関する法律」（整備法第50条により改正される個人情報の保護に関する法律をいう。以下「改正個人情報保護法」という。）の施行日にあわせて、次のとおり段階的に定めるものとする。

① 令和3年9月1日から「改正個人情報保護法」の施行日の前まで（第2条関係）

「独立行政法人通則法」に規定する独立行政法人及び本条例に新設する別表に規定する法人

② 「改正個人情報保護法」の施行日以降（第3条関係）

「改正個人情報保護法」に規定する独立行政法人等

3 新旧対照表

(1) 伊達市手数料条例（第1条関係）

改 正 案	現 行				
別表（第2条関係） 1及び2 略	別表（第2条関係） 1及び2 略 <u>3 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（平成25年法律第27号）関係</u> <table border="1" style="width: 100%;"> <thead> <tr> <th style="text-align: center;">手数料を徴収する事項</th> <th style="text-align: center;">手数料の金額</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>1 個人番号カードの再 交付</td> <td>1 通につき 800円 (摘要) 個人番号カードの追記欄の余白がなくなったときその他の再交付がやむを得ないものとして市長が認め た場合には、再交付に係る手数料は、徴収しない。</td> </tr> </tbody> </table>	手数料を徴収する事項	手数料の金額	1 個人番号カードの再 交付	1 通につき 800円 (摘要) 個人番号カードの追記欄の余白がなくなったときその他の再交付がやむを得ないものとして市長が認め た場合には、再交付に係る手数料は、徴収しない。
手数料を徴収する事項	手数料の金額				
1 個人番号カードの再 交付	1 通につき 800円 (摘要) 個人番号カードの追記欄の余白がなくなったときその他の再交付がやむを得ないものとして市長が認め た場合には、再交付に係る手数料は、徴収しない。				
<u>3～14</u> 略	<u>4～15</u> 略				

(2) 伊達市個人情報保護条例（第2条関係）

改 正 案	現 行																										
<p>(定義)</p> <p>第2条 略</p> <p>(1)～(6) 略</p> <p>(7) 事業者 事業を営む法人その他の団体（国、独立行政法人等（<u>独立行政法人通則法（平成11年法律第103号）第2条第1項に規定する独立行政法人及び別表に掲げる法人</u>をいう。以下同じ。）、地方公共団体及び地方独立行政法人（地方独立行政法人法（平成15年法律第118号）第2条第1項に規定する地方独立行政法人をいう。以下同じ。）を除く。）又は事業を営む個人をいう。</p> <p>(8) 略</p> <p>別表（第2条関係）</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th style="text-align: center;">名称</th> <th style="text-align: center;">根拠法</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td><u>沖縄科学技術大学院大学学園</u></td> <td><u>沖縄科学技術大学院大学学園法（平成21年法律第76号）</u></td> </tr> <tr> <td><u>沖縄振興開発金融公庫</u></td> <td><u>沖縄振興開発金融公庫法（昭和47年法律第31号）</u></td> </tr> <tr> <td><u>外国人技能実習機構</u></td> <td><u>外国人の技能実習の適正な実施及び技能実習生の保護に関する法律（平成28年法律第89号）</u></td> </tr> <tr> <td><u>株式会社国際協力銀行</u></td> <td><u>株式会社国際協力銀行法（平成23年法律第39号）</u></td> </tr> <tr> <td><u>株式会社日本政策金融公庫</u></td> <td><u>株式会社日本政策金融公庫法（平成19年法律第57号）</u></td> </tr> <tr> <td><u>株式会社日本貿易保険</u></td> <td><u>貿易保険法（昭和25年法律第67号）</u></td> </tr> <tr> <td><u>原子力損害賠償・廃炉等支援機構</u></td> <td><u>原子力損害賠償・廃炉等支援機構法（平成23年法律第94号）</u></td> </tr> <tr> <td><u>国立大学法人</u></td> <td><u>国立大学法人法（平成15年法律第112号）</u></td> </tr> <tr> <td><u>大学共同利用機関法人</u></td> <td><u>国立大学法人法</u></td> </tr> <tr> <td><u>日本銀行</u></td> <td><u>日本銀行法（平成9年法律第89号）</u></td> </tr> <tr> <td><u>日本司法支援センター</u></td> <td><u>総合法律支援法（平成16年法律第74号）</u></td> </tr> <tr> <td><u>日本私立学校振興・共済事業団</u></td> <td><u>日本私立学校振興・共済事業団法（平成9年法律第48号）</u></td> </tr> </tbody> </table>	名称	根拠法	<u>沖縄科学技術大学院大学学園</u>	<u>沖縄科学技術大学院大学学園法（平成21年法律第76号）</u>	<u>沖縄振興開発金融公庫</u>	<u>沖縄振興開発金融公庫法（昭和47年法律第31号）</u>	<u>外国人技能実習機構</u>	<u>外国人の技能実習の適正な実施及び技能実習生の保護に関する法律（平成28年法律第89号）</u>	<u>株式会社国際協力銀行</u>	<u>株式会社国際協力銀行法（平成23年法律第39号）</u>	<u>株式会社日本政策金融公庫</u>	<u>株式会社日本政策金融公庫法（平成19年法律第57号）</u>	<u>株式会社日本貿易保険</u>	<u>貿易保険法（昭和25年法律第67号）</u>	<u>原子力損害賠償・廃炉等支援機構</u>	<u>原子力損害賠償・廃炉等支援機構法（平成23年法律第94号）</u>	<u>国立大学法人</u>	<u>国立大学法人法（平成15年法律第112号）</u>	<u>大学共同利用機関法人</u>	<u>国立大学法人法</u>	<u>日本銀行</u>	<u>日本銀行法（平成9年法律第89号）</u>	<u>日本司法支援センター</u>	<u>総合法律支援法（平成16年法律第74号）</u>	<u>日本私立学校振興・共済事業団</u>	<u>日本私立学校振興・共済事業団法（平成9年法律第48号）</u>	<p>(定義)</p> <p>第2条 略</p> <p>(1)～(6) 略</p> <p>(7) 事業者 事業を営む法人その他の団体（国、独立行政法人等（<u>独立行政法人等の保有する個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第59号）第2条第1項に規定する独立行政法人等</u>をいう。以下同じ。）、地方公共団体及び地方独立行政法人（地方独立行政法人法（平成15年法律第118号）第2条第1項に規定する地方独立行政法人をいう。以下同じ。）を除く。）又は事業を営む個人をいう。</p> <p>(8) 略</p>
名称	根拠法																										
<u>沖縄科学技術大学院大学学園</u>	<u>沖縄科学技術大学院大学学園法（平成21年法律第76号）</u>																										
<u>沖縄振興開発金融公庫</u>	<u>沖縄振興開発金融公庫法（昭和47年法律第31号）</u>																										
<u>外国人技能実習機構</u>	<u>外国人の技能実習の適正な実施及び技能実習生の保護に関する法律（平成28年法律第89号）</u>																										
<u>株式会社国際協力銀行</u>	<u>株式会社国際協力銀行法（平成23年法律第39号）</u>																										
<u>株式会社日本政策金融公庫</u>	<u>株式会社日本政策金融公庫法（平成19年法律第57号）</u>																										
<u>株式会社日本貿易保険</u>	<u>貿易保険法（昭和25年法律第67号）</u>																										
<u>原子力損害賠償・廃炉等支援機構</u>	<u>原子力損害賠償・廃炉等支援機構法（平成23年法律第94号）</u>																										
<u>国立大学法人</u>	<u>国立大学法人法（平成15年法律第112号）</u>																										
<u>大学共同利用機関法人</u>	<u>国立大学法人法</u>																										
<u>日本銀行</u>	<u>日本銀行法（平成9年法律第89号）</u>																										
<u>日本司法支援センター</u>	<u>総合法律支援法（平成16年法律第74号）</u>																										
<u>日本私立学校振興・共済事業団</u>	<u>日本私立学校振興・共済事業団法（平成9年法律第48号）</u>																										

<u>日本中央競馬会</u>	<u>日本中央競馬会法（昭和29年法律第205号）</u>
<u>日本年金機構</u>	<u>日本年金機構法（平成19年法律第109号）</u>
<u>農水産業協同組合貯金保険機構</u>	<u>農水産業協同組合貯金保険法（昭和48年法律第53号）</u>
<u>放送大学学園</u>	<u>放送大学学園法（平成14年法律第156号）</u>
<u>預金保険機構</u>	<u>預金保険法（昭和46年法律第34号）</u>

(3) 伊達市個人情報保護条例（第3条関係）

改 正 案	現 行																
<p>(定義)</p> <p>第2条 略</p> <p>(1)～(6) 略</p> <p>(7) 事業者 事業を営む法人その他の団体（国、独立行政法人等（<u>個人情報保護に関する法律（平成15年法律第57号）第2条第9項に規定する独立行政法人等</u>をいう。以下同じ。）、地方公共団体及び地方独立行政法人（地方独立行政法人法（平成15年法律第118号）第2条第1項に規定する地方独立行政法人をいう。以下同じ。）を除く。）又は事業を営む個人をいう。</p> <p>(8) 略</p>	<p>(定義)</p> <p>第2条 略</p> <p>(1)～(6) 略</p> <p>(7) 事業者 事業を営む法人その他の団体（国、独立行政法人等（<u>独立行政法人通則法（平成11年法律第103号）第2条第1項に規定する独立行政法人及び別表に掲げる法人</u>をいう。以下同じ。）、地方公共団体及び地方独立行政法人（地方独立行政法人法（平成15年法律第118号）第2条第1項に規定する地方独立行政法人をいう。以下同じ。）を除く。）又は事業を営む個人をいう。</p> <p>(8) 略</p> <p>別表（第2条関係）</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th style="text-align: center;">名称</th> <th style="text-align: center;">根拠法</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td><u>沖縄科学技術大学院大学学園</u></td> <td><u>沖縄科学技術大学院大学学園法（平成21年法律第76号）</u></td> </tr> <tr> <td><u>沖縄振興開発金融公庫</u></td> <td><u>沖縄振興開発金融公庫法（昭和47年法律第31号）</u></td> </tr> <tr> <td><u>外国人技能実習機構</u></td> <td><u>外国人の技能実習の適正な実施及び技能実習生の保護に関する法律（平成28年法律第89号）</u></td> </tr> <tr> <td><u>株式会社国際協力銀行</u></td> <td><u>株式会社国際協力銀行法（平成23年法律第39号）</u></td> </tr> <tr> <td><u>株式会社日本政策金融公庫</u></td> <td><u>株式会社日本政策金融公庫法（平成19年法律第57号）</u></td> </tr> <tr> <td><u>株式会社日本貿易保険</u></td> <td><u>貿易保険法（昭和25年法律第67号）</u></td> </tr> <tr> <td><u>原子力損害賠償・廃炉等支援機構</u></td> <td><u>原子力損害賠償・廃炉等支援機構法（平成23年法律第94号）</u></td> </tr> </tbody> </table>	名称	根拠法	<u>沖縄科学技術大学院大学学園</u>	<u>沖縄科学技術大学院大学学園法（平成21年法律第76号）</u>	<u>沖縄振興開発金融公庫</u>	<u>沖縄振興開発金融公庫法（昭和47年法律第31号）</u>	<u>外国人技能実習機構</u>	<u>外国人の技能実習の適正な実施及び技能実習生の保護に関する法律（平成28年法律第89号）</u>	<u>株式会社国際協力銀行</u>	<u>株式会社国際協力銀行法（平成23年法律第39号）</u>	<u>株式会社日本政策金融公庫</u>	<u>株式会社日本政策金融公庫法（平成19年法律第57号）</u>	<u>株式会社日本貿易保険</u>	<u>貿易保険法（昭和25年法律第67号）</u>	<u>原子力損害賠償・廃炉等支援機構</u>	<u>原子力損害賠償・廃炉等支援機構法（平成23年法律第94号）</u>
名称	根拠法																
<u>沖縄科学技術大学院大学学園</u>	<u>沖縄科学技術大学院大学学園法（平成21年法律第76号）</u>																
<u>沖縄振興開発金融公庫</u>	<u>沖縄振興開発金融公庫法（昭和47年法律第31号）</u>																
<u>外国人技能実習機構</u>	<u>外国人の技能実習の適正な実施及び技能実習生の保護に関する法律（平成28年法律第89号）</u>																
<u>株式会社国際協力銀行</u>	<u>株式会社国際協力銀行法（平成23年法律第39号）</u>																
<u>株式会社日本政策金融公庫</u>	<u>株式会社日本政策金融公庫法（平成19年法律第57号）</u>																
<u>株式会社日本貿易保険</u>	<u>貿易保険法（昭和25年法律第67号）</u>																
<u>原子力損害賠償・廃炉等支援機構</u>	<u>原子力損害賠償・廃炉等支援機構法（平成23年法律第94号）</u>																

<u>国立大学法人</u>	<u>国立大学法人法（平成15年法律第112号）</u>
<u>大学共同利用機関法人</u>	<u>国立大学法人法</u>
<u>日本銀行</u>	<u>日本銀行法（平成9年法律第89号）</u>
<u>日本司法支援センター</u>	<u>総合法律支援法（平成16年法律第74号）</u>
<u>日本私立学校振興・共済事業団</u>	<u>日本私立学校振興・共済事業団法（平成9年法律第48号）</u>
<u>日本中央競馬会</u>	<u>日本中央競馬会法（昭和29年法律第205号）</u>
<u>日本年金機構</u>	<u>日本年金機構法（平成19年法律第109号）</u>
<u>農水産業協同組合貯金保険機構</u>	<u>農水産業協同組合貯金保険法（昭和48年法律第53号）</u>
<u>放送大学学園</u>	<u>放送大学学園法（平成14年法律第156号）</u>
<u>預金保険機構</u>	<u>預金保険法（昭和46年法律第34号）</u>

議案第4号説明資料

伊達市公共下水道事業の設置等に関する条例の一部を改正する条例の概要

1 改正の趣旨

伊達市公共下水道事業計画の変更に伴い、所要の条例改正を行うものである。

2 改正の内容

- (1) 下水道への接続が見込まれない処理区域の一部を縮小し、伊達処理区公共下水道事業の処理人口を27,300人に、大滝処理区公共下水道事業の処理人口を910人にそれぞれ改める。
- (2) 温泉施設からの推定排水量の見直しにより、大滝処理区公共下水道事業の1日最大処理能力を1,700立方メートルに改める。

3 新旧対照表

改 正 案	現 行
<p>(経営の基本)</p> <p>第3条 略</p> <p>2 伊達市（大滝区を除く。）の下水道事業の名称、処理区域等は、次のとおりとする。</p> <p>(1)及び(2) 略</p> <p>(3) 処理人口 <u>27,300人</u></p> <p>(4) 略</p> <p>3 伊達市大滝区の下水道事業の名称、処理区域等は、次のとおりとする。</p> <p>(1)及び(2) 略</p> <p>(3) 処理人口 <u>910人</u></p> <p>(4) 1日最大処理能力 <u>1,700立方メートル</u></p>	<p>(経営の基本)</p> <p>第3条 略</p> <p>2 伊達市（大滝区を除く。）の下水道事業の名称、処理区域等は、次のとおりとする。</p> <p>(1)及び(2) 略</p> <p>(3) 処理人口 <u>29,850人</u></p> <p>(4) 略</p> <p>3 伊達市大滝区の下水道事業の名称、処理区域等は、次のとおりとする。</p> <p>(1)及び(2) 略</p> <p>(3) 処理人口 <u>1,210人</u></p> <p>(4) 1日最大処理能力 <u>1,530立方メートル</u></p>

議案第5号説明資料

だて歴史文化ミュージアム条例の一部を改正する条例の概要

1 改正の趣旨

だて歴史文化ミュージアム（以下「ミュージアム」という。）において、今後、さらに必要となる柔軟かつ多角的な運営及び継続的な行政基盤の確立のため、指定管理者制度による管理を行うことができるよう、所要の条例改正を行うものである。

2 改正の内容

指定管理者によるミュージアムの管理に係る規定を追加する。

3 新旧対照表

改 正 案	現 行
<p><u>(指定管理者による管理)</u></p> <p>第16条 教育委員会は、指定管理者（地方自治法（昭和22年法律第67号）第244条の2第3項に規定する指定管理者をいう。以下同じ。）にミュージアムの管理を行わせることができる。</p> <p><u>2 前項の規定により指定管理者にミュージアムの管理を行わせる場合の当該指定管理者が行う業務は、次に掲げるもののうち、教育委員会が必要と認める業務とする。</u></p> <p><u>(1) 第4条各号に掲げる業務</u></p> <p><u>(2) ミュージアムの運営並びに施設及び設備の維持管理に関する業務</u></p> <p><u>(3) ミュージアムの利用促進に関する業務</u></p> <p><u>(4) ミュージアムの利用の承認に関する業務</u></p> <p><u>(5) 前各号に掲げるもののほか、ミュージアムの運営に関する事務のうち、市長のみの権限に属する事務を除く業務</u></p> <p><u>3 第1項の規定により指定管理者にミュージアムの管理を行わせる場合は、第6条の規定にかかわらず、当該指定管理者は、必要があると認めるときは、あらかじめ教育委員会の承認を得て、ミュージアムの構成施設ごとに開館時間若しくは休館日を変更し、又は別に休館日を設けることができる。</u></p> <p><u>4 第1項の規定により指定管理者にミュージアムの管理を行わせる場合は、第9条、第10条及び第15条の規定中「教育委員会」とあるのは、「指定管理者」と読み替えるものとする。</u></p> <p><u>(利用料金)</u></p> <p>第17条 前条第1項の規定により指定管理者にミュージアムの管理を行わせる場合</p>	

は、指定管理者に第7条の観覧料、第8条のサービス利用料及び第11条の施設使用料等（以下これらを「利用料金」という。）を当該指定管理者の収入として収受させることができる。

2 前項の規定により指定管理者に利用料金を収受させる場合は、第7条第1項、第8条第1項及び第11条第1項の規定にかかわらず、観覧者、ミュージアムで開催する体験学習に参加する者及び利用者は、別表第1から別表第3までに定める額の範囲内で当該指定管理者があらかじめ市長の承認を得て定める額を利用料金として納めなければならない。

3 第1項の規定により指定管理者に利用料金を収受させる場合は、第7条第2項から第4項までの規定（第8条第2項及び第11条第2項の規定により準用する場合を含む。）にかかわらず、当該指定管理者は、あらかじめ市長の承認を得て定められた基準により利用料金を減額し、若しくは免除し、後納とし、又は還付することができる。

（委任）

第18条 略

（委任）

第16条 略

議案第6号説明資料

(単位：千円)

1 庁内ネットワーク無線化事業

(1) 事業の概要

新型コロナウイルス感染症対策及び市民サービス向上を目的に、一部の窓口において市職員がタブレット端末を持ち回り来庁者の移動を最小限にすることで、接触機会及び来庁者の手続の負担を減らすため、有線ネットワーク回線の無線化に必要な機器整備の経費を計上する。

(2) 事業の内容

事業費	事業の内容	
33,026	・ 庁内ネットワーク無線環境構築業務委託費	22,913
	・ サーバー等セキュリティ構築業務委託費	10,113

(3) 財源内訳

計	一般財源
33,026	33,026

2 個人番号カード交付等経費

(1) 事業の概要

令和4年度末までに、すべての国民が個人番号カードを取得するという国の目標に合わせ、本市におけるカード普及促進を図るため、7月1日以降の新規申請者に対して商品券を交付する経費を計上する。

なお、財源として国の「個人番号カード交付事務費補助金」を活用する。

(2) 事業の内容

事業費	事業の内容	
11,300	・ 出張申請等の宣伝、集客に係る経費	1,300
	・ 商品券購入経費 (2,000円×5,000人)	10,000

(3) 財源内訳

計	国	一般財源
11,300	3,800	7,500

3 伊達市社会福祉協議会生活困窮者支援事業補助金

(1) 事業の概要

伊達市社会福祉協議会において、生活困窮者に対しNPO法人フードバンクいぶりと連携して食糧、日常生活品等の支援を行っていたが、同法人が令和3年3月をもって解散したことに伴い、今年度から単独で支援を行う伊達市社会福祉協議会に対して、事業費を補助する。

(2) 事業の内容

事業費	事業の内容	
5,000	・ 保存年限の長い食品の現物支給、地元スーパー等と協力し用途を限定した券の発行及び配布、必要最低限の現金給付等生活困窮者支援に係る補助金 (1世帯(1週間分)当たりの支援額10,000円相当×500件)	5,000

(3) 財源内訳

計	一般財源
5,000	5,000

4 強い農業・担い手づくり総合支援交付金

(1) 事業の概要

農業の担い手の育成及び確保を推進するため、農作物の付加価値向上や経営面積の拡大のために農業用機械又は施設を導入しようとする農業者に対して、事業費の10分の3又は金融機関から受ける融資額のどちらか低い額について1経営体当たり300万円を上限に交付する。

なお、財源として北海道の「強い農業づくり事業補助金」を活用する。

(2) 事業の内容

事業費	事業の内容	
10,180	・東地区 (1戸)	3,000
	・稀府地区 (1戸)	3,000
	・長和地区 (1戸)	3,000
	・追加的信用供与事業 (融資を受ける際の無担保又は無保証人による債務保証額相当金額を交付)	1,180

(3) 財源内訳

計	北海道
10,180	10,180

5 トマト生産対策強化事業補助金（債務負担行為設定含む。）

(1) 事業の概要

トマトの生産体制を強化しブランド力の向上を図るとともに、新規就農者の招致の推進及び既存農業者の所得向上を図るため、伊達市農業協同組合が実施するトマト栽培に係るパイプハウス建設増棟事業を活用しようとする農業者に対し、建設費の一部を補助する。

(2) 事業の内容

事業費	事業の内容				
3,850	<ul style="list-style-type: none"> 事業内容 パイプハウス一式の建設増棟費用の一部を5年に分けて補助する。 (7.2m×50m、POビニール、灌水設備、自動換気及び施工費) 事業費 				
		補助率	1棟当たりの補助上限額	棟数上限	1年度当たりの補助上限額※
	既存農業者	2分の1以内	1,750千円	5棟	1,750千円
	認定新規就農者	5分の3以内	2,100千円	5棟	2,100千円
	計			10棟	3,850千円
	※1年度当たりの補助上限額の算定 既存農業者 : 3,500千円/棟×1/2÷5年×5棟 認定新規就農者 : 3,500千円/棟×3/5÷5年×5棟				
	<ul style="list-style-type: none"> 全体計画 施設整備期間5年（令和3～7年度）、整備棟数50棟（10棟×5年） 全体事業費 96,250千円（パイプハウス50棟に係る補助金額の合計） 				
	【内訳】				
	令和3年度	19,250千円（10棟分）	債務負担行為設定	: 令和4～7年度	
	令和4年度	19,250千円（10棟分）	債務負担行為設定予定	: 令和5～8年度	
令和5年度	19,250千円（10棟分）	〃	: 令和6～9年度		
令和6年度	19,250千円（10棟分）	〃	: 令和7～10年度		
令和7年度	19,250千円（10棟分）	〃	: 令和8～11年度		

(3) 財源内訳

計	一般財源
3,850	3,850

(4) 支出予定額及び財源内訳

年度	支出予定額	財源内訳
		一般財源
令和3年度	3,850	3,850
令和4年度	3,850	3,850
令和5年度	3,850	3,850
令和6年度	3,850	3,850
令和7年度	3,850	3,850
合計	19,250	19,250

※債務負担行為設定：令和4年度～令和7年度

6 堆肥センター維持管理費

(1) 事業の概要

伊達市堆肥センターは平成16年度から稼働しており、堆肥から発生するアンモニアガス等による施設の腐食及び劣化が著しいこと、また、近年の処理予定量を超える水産系雑物の受入等の対策が急務であることから、今後の施設のあり方を総合的に検討するための経費を計上する。

(2) 事業の内容

事業費	事業の内容	
6,600	・伊達市堆肥センターあり方検討業務委託料	6,600

(3) 財源内訳

計	一般財源
6,600	6,600

7 弄月館運営管理費

(1) 事業の概要

弄月館は施設設備の破損等により令和2年12月21日から休館しており、修繕計画を検討中であるが、現時点では再開の見通しが立っていないことから、希望者に対し未使用分の回数利用券使用料の払い戻しを行うための経費を計上する。

(2) 事業の内容

事業費	事業の内容	
467	・払戻対象の回数利用券について払戻しを行うもの (106枚×4,400円)	467

(3) 財源内訳

計	一般財源
467	467

8 大滝区観光振興補助金

(1) 事業の概要

大滝区の観光振興を図るため、北湯沢温泉地区の宿泊施設の宿泊客を対象に、大滝区内で生産する野菜及び加工品等を宿泊特典として提供する野口観光株式会社に対し、事業費を補助する。
なお、財源として「大滝区観光振興基金」を充当する。

(2) 事業の内容

事業費	事業の内容	
7,797	<ul style="list-style-type: none"> ・対象者 令和3年7月～9月に北湯沢温泉宿泊施設（緑の風リゾート、森のソラニワ及びホロホロ山荘）に宿泊した者（先着2,300組） ・提供時期 令和3年10月以降に順次発送 ・事業費内訳 大滝区の地場産品提供に係る経費 宿泊客2,300組×（商品2,000円＋送料1,390円） 	7,797

(3) 財源内訳

計	その他
7,797	7,797

9 ネイティブスピーカー（伊達地区）活用事業

(1) 事業の概要

令和3年4月に開校した伊達開来高等学校の「グローバル教育の推進」を支援するため、新たにネイティブスピーカーを1名任用し、伊達開来高等学校に派遣する。

なお、市で任用している3名の外国語指導助手はJETプログラムを活用し招致を行っているが、JETプログラムでは年度途中の追加斡旋がないこと、新型コロナウイルス感染症による入国制限があることから、より柔軟な人材確保が可能な人材派遣会社と委託契約を締結する。

(2) 事業の内容

事業費	事業の内容	
4,077	・教材等購入費	20
	・外国語指導助手派遣委託料（令和3年8月分～令和4年3月分）	4,057

(3) 財源内訳

計	一般財源
4,077	4,077

10 だて歴史文化ミュージアム運営管理費

(1) 事業の概要

だて歴史文化ミュージアムにおけるアイヌ政策推進交付金事業の一環として、映像解説、展示演出等を行うための備品購入に係る費用を計上する。

なお、財源として国の「アイヌ政策推進交付金」を活用する。

(2) 事業の内容

事業費	事業の内容	
15,984	・事業費内訳	
	大型液晶モニター及び周辺機材（2台分）	711
	プロジェクター（2台）	533
	展示ケース（8台）	14,740
	・国補助率 80%	
	（総事業費15,984千円×補助率80%=12,787千円）	

(3) 財源内訳

計	国	一般財源
15,984	12,787	3,197

11 経済対策事業補助金（伊達市特別支援金事業）

(1) 事業の概要

新型コロナウイルス感染症の再拡大に伴い、営業時間短縮、往来及び外出自粛要請等の対策により厳しい経営環境に置かれている市内事業者を対象に、事業全般に広く使える支援金の給付事業を実施する伊達商工会議所（新型コロナウイルス感染症緊急経済対策実行委員会）に対し、事業費を補助する。

(2) 事業の内容

事業費	事業の内容
44,000	<ul style="list-style-type: none"> ・給付内容 1 事業者につき一律200千円 ・受給要件 ①及び②を満たす事業者 <ul style="list-style-type: none"> ①市内の飲食店等との取引がある、又は道内の外出及び往来自粛要請等による影響を受けた市内の事業者 ②令和2年12月～令和3年3月のいずれかの月の売上が対前年同月比で30%以上減少している事業者 ※令和3年1月～3月については、平成31年同月との比較も可とする。 ※国の一時支援金及び市の飲食店緊急支援金の受給要件を満たす事業者は除く。 ・全体事業費 44,000 <ul style="list-style-type: none"> 支援金 40,000千円（200事業者×200千円） 事務費 4,000千円（事業費の10%）

(3) 財源内訳

計	一般財源
44,000	44,000

12 （債務負担行為設定）ごみ収集運搬業務委託費

(1) 設定の趣旨

大滝区を除く市内の家庭系一般廃棄物の収集運搬業務委託について、現在の契約期間が平成30年度から令和3年度までの4年間となっていることから、令和4年度からの4年間に係る「ごみ収集運搬業務」についての債務負担行為の設定を行うことにより適正な契約事務の執行を図る。

(2) 設定業務の内容

款	項	目	所管	業務名	設定額
4	2	1	環境衛生課	ごみ収集運搬業務委託	309,007

(3) 支出予定額及び財源内訳

年度	支出予定額	財源内訳
		その他
令和4年度	78,389	78,389
令和5年度	76,402	76,402
令和6年度	77,814	77,814
令和7年度	76,402	76,402
合計	309,007	309,007

※その他については、ごみ処理手数料

13 (債務負担行為設定) 大滝区ごみ収集運搬業務委託費

(1) 設定の趣旨

大滝区の家庭系一般廃棄物の収集運搬業務委託について、現在の契約期間が平成30年度から令和3年度までの4年間となっていることから、令和4年度からの4年間に係る「ごみ収集運搬業務」についての債務負担行為の設定を行うことにより適正な契約事務の執行を図る。

(2) 設定業務の内容

款	項	目	所管	業務名	設定額
4	2	1	地域振興課	大滝区ごみ収集運搬業務委託	36,984

(3) 支出予定額及び財源内訳

年度	支出予定額	財源内訳	
		一般会計	その他
令和4年度	9,389	9,389	
令和5年度	9,103	9,103	
令和6年度	9,389	9,389	
令和7年度	9,103	9,103	
合計	36,984	36,984	

※その他については、ごみ処理手数料

14 (債務負担行為設定) 大滝区リサイクル収集運搬業務委託費

(1) 設定の趣旨

大滝区の再生資源物の収集運搬業務委託について、現在の契約期間が平成30年度から令和3年度までの4年間となっていることから、令和4年度からの4年間に係る「リサイクル収集運搬業務」についての債務負担行為の設定を行うことにより適正な契約事務の執行を図る。

(2) 設定業務の内容

款	項	目	所管	業務名	設定額
4	2	1	地域振興課	大滝区リサイクル収集運搬業務委託	11,200

(3) 支出予定額及び財源内訳

年度	支出予定額	財源内訳	
		一般会計	一般財源
令和4年度	2,800	2,800	
令和5年度	2,800	2,800	
令和6年度	2,800	2,800	
令和7年度	2,800	2,800	
合計	11,200	11,200	

議案第7号説明資料

(単位：千円)

1 (債務負担行為変更) 伊達終末処理場ストックマネジメント計画に伴う更新業務委託費

(1) 変更の趣旨

伊達市下水道ストックマネジメント計画の確定に伴い、令和3年度から2年度に渡り実施する伊達終末処理場水処理棟電気設備工事(更新)の対象機器が変更となり、事業費が増額となるため、債務負担行為の限度額の変更を行う。

なお、財源として国の「社会資本整備総合交付金」及び「下水道整備事業債」を活用する。

(2) 変更業務の内容

予算区分	款	項	目	所管	業務名	補正額
資本的支出	1	1	1	上下水道課	伊達終末処理場ストックマネジメント計画に伴う更新業務委託費	65,600

(3) 支出予定額及び財源内訳

年 度	支出予定額	財源内訳		
		国	企業債	一般財源
令和4年度	65,600	36,080	26,600	2,920

議案第8号説明資料

(単位：千円)

1 新型コロナウイルス感染症生活困窮者自立支援金支給事業

(1) 事業の概要

新型コロナウイルス感染症の影響により、伊達市社会福祉協議会の総合支援資金の再貸付を受けても、なお生活が困窮する世帯等に対し、支援金を支給する。

なお、財源として国の「新型コロナウイルス感染症セーフティネット強化交付金」を活用する。

(2) 事業の内容

事業費	事業の内容
(9,599)	・支給額 1世帯(3人以上世帯)につき月額100千円×3か月×30世帯 9,000
9,124	・事務費 需用費及び備品購入費 124
	・受付期間 令和3年7月1日～令和3年8月31日

(3) 財源内訳

計	国
(9,599)	(9,599)
9,124	9,124

※上段の()書きは、職員給与費を含む。